

令和3年度 事業の構成

■ 補助事業・委託事業・診断事業分類（事業概要）

区分	(1)補助事業・委託事業					(2)診断事業
	スマート製品・サービスの事業化	省エネ設備更新・省エネモデル普及拡大		再エネ・EMS等設備導入		
事業名	①スマート社会実装化促進事業補助金	②京一VER創出促進事業補助金	③京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業	④スマートファクター促進支援事業補助金	⑤自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金	⑥省エネ・節電・EMS診断事業
種別	補助金	補助金	委託事業	補助金	補助金	無料診断事業
事業概要	府内の事業所において、スマート社会の実現を目指すため、新たなサービスや技術の開発等のインベーション構築に向けた経費の一部を補助	府内の既築の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ設置等(照明、空調、ボイラー等)の改修に要する経費の一部を補助	京都市内の事業所において、中 小事業者で構成される各事業団体と連携し、業種ごとに効率的な省エネ対策(設備改修等)に関するモデルを構築し、事業者 団体内で横展開を図る普及拡大事業等業務を委託	府内の事業所において、自家消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備(蓄電池、EMS)の新設・増設に要する経費の一部を補助	府内の事業所において、自家消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備(蓄電池、EMS)の新設・増設に要する経費の一部を補助	府内の事業者を対象に、工場、店舗、オフィス等に専門家を無料で派遣し、エネルギー使用状況の診断を実施
対象者	中小企業者、有限責任事業組合、NPO法人等	中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※ 各種法人は従業員数の制限あり	中小事業者・法人等が所属する事業者団体等	中小企業者(製造業または製造業に準じるもの)	中小企業者(資本金1億円以下)、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等 ※ 本補助金を申請するには、事前に京都府の確認を受ける必要あり。	中小企業者、各種法人、団体等 ※ 当該事業予算の予定数に達した場合は、受付を終了。
R2年度とR3年度との主な差異	(1)請求書を除き、申請書類関連の押印を省略可へ (2)交付申請に係る書類の持参(郵送)・問い合わせ対応などは、原則、申請される申請者本人又はその組織の者にご対応いただく。	左記(1)・(2)に同じ	(今年度からの新規事業)	左記(1)・(2)に同じ (3)審査委員会において、申請者にプレゼンテーションを行っていただく予定です。 なお外部機関については、出席は可能ですが審査員が発言を求めた場合のみ発言いただく予定です。	左記(1)・(2)に同じ (3)太陽光発電設備を導入する事業にあっては、下記申請要件(2)に関して、事前に京都府の確認を受ける必要あり。 (4)災害その他の非常の場合に、導入する再エネ設備等が、当該再エネ設備により発電された電気をその設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。	特になし
申請要件(主なもの) ／ 診断内容	(1)製品開発事業については、基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること。 フィージビリティスタディ(FS)については、新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること。 (2)補助対象事業は、モデル事業として府域への波及効果が見込めるものであること。	(1)補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が、次のとおりであること。 ●照明以外 :3t-CO2/年以上 ●照 明 :6t-CO2/年以上	(1)中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合(連合会を含む。)等の代表者で、京都市内に事業所を有する組合員が10以上いること。 または、中小企業者、法人等で構成され、定款、会則等において、共通の利益を増進するために設立したことが明らかである法人及び団体の代表者で、京都市内に事業所を有する中小企業者・法人等が10以上いること。 (2)京都版CO2排出量取引制度に参加し、京都独自クリジット(京一VER)の創出が可能であること。 また、その活用の促進のための取組を計画していること。	(1)補助対象事業者が所有する、既設の工場における製造ライン(生産設備)等を対象に実施すること。 また、エネルギー管理や在庫管理、生産計画等、生産性向上を目的とした製造管理等は、製造ライン(生産設備)以外も含む当該工場全体を対象に実施すること。 (2)設備整備事業において、既設の設備機器・システムの置き換え等を行う場合は、その設備自分が製造管理等の改善に寄与するものであることを。(単なる既設設備等の能力・出力の増強でないこと)	(1)京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき認定された自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けていること。 (2)太陽光発電設備を導入する事業にあっては、京都府版CO2排出量取引制度運営規則(平成23年10月20日京都環境行動促進協議会制定)に規定する排出量取引制度に参加することにより京都独自クリジットの創出を計画している事業	【診断の種類】 (1)詳細診断 (2)簡易診断 ※費用はいづれも無料 (1)詳細診断 ①診断員が事業所を訪問し、3時間ほどかけて計測とインタビューを実施 ②多くの電力を消費する機器に消費電力計を設置し、1週間程度継続的にデータを計測 (2)簡易診断 ①診断員が事業所を訪問し、2~3時間ほどかけて簡単な計測とインタビューを実施 ②診断員が診断結果に基づき助言(基本的に当日中)
対象経費	人件費(総事業費の50%以下)、謝金、旅費、製品開発費、諸経費、委託費(総事業費の50%以下)	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	計測・診断費、設計費、工事費、会場費、謝金、旅費、諸経費、機器費 ※京都市内での内容に限る	●診断・見える化事業 ●設備整備事業(共通) 計測・診断費、設計費、設備費、工事費	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	
補助金額・委託金額等	補助率 委託費の 計上比率	1/2以内	1/3以内	●機器費以外の経費 10/10以内 ●機器費 1/3以内	●診断・見える化事業 10/10以内 ●設備整備事業 1/3以内	補助対象経費の1/3以内 ※但し、再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合は、補助対象経費の1/2以内
上限金額	上限500万円	上限800万円 下限50万円 (補助対象経費が150万円以上のもの)	上限100万円	●診断・見える化事業 上限150万円 ●設備整備事業 上限350万円	上限400万円	
募集期間	令和3年4月26日～令和3年6月25日	令和3年4月26日～令和3年6月18日 ※府確認期限 6月9日	①令和3年4月26日～令和3年6月18日 ②令和3年7月12日～令和3年8月2日	令和3年4月26日～令和3年6月25日	令和3年5月6日～令和4年1月28日 ※随時受付し、交付決定 ※府確認期限 1月19日	令和3年4月26日～令和4年1月28日
事業実施期間	原則、交付決定日～最長令和4年2月28日(一部のみ事前着手可)	原則、交付決定日～最長令和4年2月4日(一部のみ事前着手可)	契約締結日～最長令和4年2月18日	原則、交付決定日～最長令和4年2月11日(一部のみ事前着手可)	原則、交付決定日～最長令和4年2月28日(一部のみ事前着手可)	随時～予定数に達するまで
所管課	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府エネルギー政策課 京都府地球温暖化対策課	京都市地球温暖化対策室	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府エネルギー政策課 京都府地球温暖化対策課	京都府地球温暖化対策課